

八戸市「元気な八戸づくり」市民提案制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民又は事業者から、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力して実施する政策、事業等（以下「協働事業」という。）の提案を受ける「元気な八戸づくり」市民提案制度（以下「本制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 市民活動団体 市民が自主的に行う営利のみを目的としない公益性のある活動を行う団体をいう。
- (4) 地域コミュニティ活動団体 市民が共同体意識又は連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会に関して市民が自主的に行う公益性のある活動を行う団体をいう。
- (5) 協働 それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。

(提案の要件)

第3条 提案することができる協働事業は、八戸市（以下「市」という。）が抱えている課題の解決又は市のまちづくりのために、市民活動団体若しくは地域コミュニティ活動団体又は事業者（以下「事業者等」という。）自らが市と協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる政策、事業等で、新たに取られるモデル的又は先駆的な内容のものとする。

2 提案の区分は、次のとおりとする。

- (1) 市設定テーマ部門 市からの課題提起に対する提案
- (2) 自由提案部門 事業者等からの課題提起による提案

3 その他、提案することができる協働事業の要件に関し必要な事項は、別に定める。

(提案者の要件)

第4条 協働事業を提案することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 事業者等で、次に掲げる要件をすべて満たすもの
 - ア 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
 - イ 主たる活動地域が八戸市内であること。

ウ 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税及び法人市民税を滞納していないこと。

(2) 前号の事業者等で構成するグループのうち代表団体を定めているもの

(事業期間)

第5条 協働事業の実施期間は、単年度を原則とする。ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度以降も事業を継続して実施することができる。

(予算措置)

第6条 協働事業の実施に関し必要な経費については、協働事業の提案者と事業担当部署等関係者の協議により負担方法や負担割合を決めるものとし、市が負担する経費については、事業担当部署で予算措置するものとする。

(事前相談)

第7条 協働事業の提案を行おうとするものは、次条に規定する事前協議の前に、事前相談シート（別記第1号様式）を提出し、協働のまちづくり担当部署に対し、事前相談を行うものとする。

(事前協議)

第8条 協働事業の提案を行おうとするものは、次条に規定する協働事業の提案の前に、協働のまちづくり担当部署及び事業担当部署と事前協議を行うものとする。

(協働事業の提案)

第9条 この要領に基づいて協働事業の提案を行おうとするものは、次に掲げる書類を随時、市に提出するものとする。

- (1) 協働事業企画提案書（別記第2号様式）
- (2) 提案者の要件に関する確認書（別記第3号様式）
- (3) 団体概要書（別記第4号様式）
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 団体構成員又は役員の名簿
- (6) 団体の経営及び活動状況を示す資料（前年度分の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の事業計画書、収支予算書等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(提案事業の審査及び選考)

第10条 市長は、前条の規定により提案された協働事業（以下「提案事業」という。）について、協働事業の候補（以下「協働事業候補」という。）を選考するため、八戸市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めるものとする。

- 2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める審査基準により提案の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、第1項の推進委員会の意見を基に協働事業候補の選考を行うものとし、その結果については、別記第5号様式により速やかに提案事業の提案者に通知するものとする。

(提案事業の事業化協議)

- 第11条 市は、協働事業候補として選定された提案事業について、事業化に向けた検討のため、必要に応じて、提案事業の実施に向けた関係者（以下「提案事業関係者」という。）と協議を実施するものとする。
- 2 市長は、前項の協議の結果について、推進委員会に報告するものとする。

(提案事業の実施)

- 第12条 市及び提案事業関係者は、前条第1項の協議において、提案事業の実施に向けて取り組むことで合意形成が図られた提案について、その実施に努めるものとする。
- 2 市長は、協働事業候補として選定された提案事業の事業化の過程において提案事業の実施が不可能又は著しく困難であると判断される場合は、別記第5号様式により速やかにその旨を提案事業の提案者に通知するものとする。

(提案事業の評価)

- 第13条 市及び提案事業関係者は、提案事業の内容及び実施状況について、市長が定めるところにより推進委員会に事業報告を行うものとする。
- 2 推進委員会は、前項の報告結果を基に、提案事業の評価を行う。
 - 3 市長は、前項の推進委員会の評価後、提案事業関係者の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を開催する。

(提案事業関係者の責務)

- 第14条 市及びその他の提案事業関係者は、本制度の趣旨を理解し、その実施に協力し、及び参画するよう努めるものとする。
- 2 市及びその他の提案事業関係者は、協働事業の提案者の承諾を得ないで、当該提案事業のアイデアのみを事業に活用してはならない。ただし、異なる目的の事業に当該アイデアを活用する場合は、当該提案者にその旨を通知することで足りるものとする。
 - 3 市及び提案事業関係者は、当該提案事業の実施に当たっては、本制度の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

(制度実施状況の公表)

- 第15条 市長は、提案の受付状況、提案者及び提案事業関係者の名称、提案の内容、推

進委員会での審査結果、提案事業の協議概要、実施状況、成果及び評価の概要等について、原則として公開するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか本制度の実施に関し必要な事項は、推進委員会と協議のうえ、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 16 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 1 月 18 日から実施するものとする。
- 2 改正後の要領の規定は、この要領の実施の日以後に提案された事業について適用し、同日前に提案された協働事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施するものとする。
- 2 改正後の要領の規定は、この要領の実施の日以後に提案された事業について適用し、同日前に提案された協働事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 22 日から実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から実施するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施するものとする。